力熊本県公報

第11439号 平成18年8月4日(金) (毎週 月・水・金発行)

目 次

古 示	
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定 (交通安 ○字の区域の変更	全・青少年課) 1
○字の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(市町村総室) 2
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(会 計 課) 2
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正····································	· (") 2
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路保全課) 2
〇熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨(交通安	
〇指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退(高	齢者支援総室) 3
公告	
〇定款変更認可(農村計画	
○宇城保健医療圏における病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床	
の設置及び増床に係る手続(
○宅地建物取引業法に基づく監督処分⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	(建 築 課) 4
〇開発行為工事完了	· (") 4
○国土調査としての指定····································	(農村整備課) 4
〇本渡北土地区画整理組合の定款変更	(都市計画課) 4
○本渡市大矢崎土地区画整理事業の事業計画及び定款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○団体営土地改良事業施行の同意(農村計画	・技術管理課) 5
登 載 依 頼	
○熊本県社会教育委員会議の開催 ○取消処分者講習指定講習機関の告示 (運	(社会教育課) 5
〇取消処分者講習指定講習機関の告示(運	転免許試験課) 5

告 示

熊本県告示第 804 号

熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年熊本県条例第 30 号)第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 18 年 7 月 26 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定	わいせつ絵巻 淫らな夜に(新東宝)	著しく性的感
映画	五十路おばさん 助平ったらしい尻(新日本)	情を刺激し、少
	エロ女房 VS エロおやじ(新東宝)	年の健全な育成
	わいせつ家族 母と娘(日活)	を阻害するおそ
	女医の盗撮・白衣の性欲(新東宝)	れがある。
	美肌教師 巨乳バイブ責め(オーピー映画)	
	官能病棟 濡れた赤い唇(新東宝)	
	姉妹 淫乱な密戯(新東宝)	
	寝とられた人妻・夕樹舞子 私に股がして(新日本)	
	発情乙女 乱れちゃった! (オーピー映画)	
	ふしだら志願 イキたい課外授業(オーピー映画)	
	優しい愛につつまれて(オーピー映画)	
	恋する男たち(オーピー映画)	

熊本県告示第805号

土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 2 条第 1 項に定める土地区画整理事業の実施に伴い、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨玉名市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前	変更前	区域	変更後	変更後
の大字	の字	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	の大字	の字
岱明町野	深田	1211 Ø 1、1211 Ø 2、1211 Ø 3、1212、1213、1214 Ø 1、	岱明町野	下河原
		1214 Ø 2、1215、1216 Ø 1、1216 Ø 2、1217、1218 Ø 1、		
		1218 Ø 2、1219 Ø 1、1219 Ø 2、1220 Ø 1、1221、1236、		
		1237、1239、1240の1、1241の1、1241の5、1242及び		
		これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全		
		部並びに 1175 の 1、1177 の 2、字尾崎 1118 に隣接する道		
		路である公有地の全部		

熊本県告示第806号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5(収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、平成18年8月7日から施行する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

「 九州幸銀信 保田窪支店 熊本市保田窪本町4番57号

九州幸銀信 熊本県庁通り 熊本市神水一丁目2番12号 用組合 支店

」に改める。

」を

熊本県告示第807号

用組合

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。 平成18年8月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領(昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11)の一部を次のように改める。

別表第2肥後銀行紺屋町支店の部中「九州幸銀信用組合保田窪支店」を「九州幸銀信用組合熊本県庁通り支店」に改める。

附 則

この要領は、平成18年8月7日から施行する。

熊本県告示第808号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線	名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般国道	265 号		阿蘇郡高森町大字上色見字上洗川 2059 番 1 地先から 同 所 2028 番 1 地先まで	200	交安 1 種

2 供用を開始する期日 平成18年8月4日

熊本県告示第809号

熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年熊本県条例第 30 号)第 5 条第 1 項の規定により少年に優良な興行として平成 18 年 7 月 28 日次のように推奨したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題名	推奨理由
推奨映画	ポケモンレンジャーと蒼海の王子 マナフィ (東宝)	少年を健全に
	ゲド戦記(東宝)	育成するうえに
		有益である。

熊本県告示第810号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
狩場医院	医療法人社団豊栄会	平成 18 年 8 月 1 日
宇城市豊野町糸石 3897 番地		

公 告

熊本県公告第594号

上益城郡甲佐町糸田堰土地改良区理事長荒木孝明から平成18年7月10日付けで申請のあった定款変更については、平成18年7月27日付けで認可した。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第595号

宇城保健医療圏における病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床の設置及び増床に係る申請手続きについて、次のとおりお知らせします。

平成 18 年 8 月 4 日

宇城保健所長 水 野 秀 夫

宇土市、宇城市及び下益城郡を対象とする宇城保健医療圏では、熊本県保健医療計画で 定める基準病床数に対して、下記1のとおり、既存病床数が下回る状況にあります。

つきましては、当該圏域において、下記1に掲げる病床種別に係る病院の開設及び増床 並びに診療所の療養病床の設置及び増床を希望される場合は、下記2により許可申請書を 提出してください。

記

- 1 病床種別及び病床数
 - (1) 病床種別 病院における一般病床及び療養病床並びに診療所における療養病床
 - (2) 病床数 43床
- 2 申請の手続き等
 - (1) 申請書の提出期間及び提出場所

平成 18 年 9 月 11 日 (月) から同年 9 月 15 日 (金) までの期間で、午前 9 時から午後 5 時までに、宇城保健所総務企画課に提出してください。

(2) 許可申請書の交付方法等

許可申請書等の様式については、宇城保健所総務企画課でお渡しします。ただし、郵送を希望される場合は、切手(80円)を添付した返信用封筒を同封のうえ、請求してください。

(3) 問い合わせ先

熊本県宇城市松橋町久具 400-1

字城保健所総務企画課(電話0964-32-2111)

3 その他

受付期間内に提出があった許可申請書の病床数の合計が、不足病床数を超過した場合には、宇城地域保健医療推進協議会において協議を行うなど、必要な調整を図った上で許可することになります。

熊本県公告第596号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定による行政処分について、同法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 被処分者

商 号 サニー開発 代表者氏名 松尾 達弘

事務所所在地 熊本県荒尾市川登 1868 番地 2 免許証番号 熊本県知事 (1)第 4285 号

免許年月日 平成 14 年 10 月 21 日

2 処分年月日

平成 18 年 7 月 25 日

3 処分内容

業務の全部停止2週間

4 適用条項

宅地建物取引業法第65条第2項

熊本県公告第597号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、 同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

阿蘇市黒川字八ノ久保 2292 番 2、同 2305 番 2、同 2307 番 2、同 2308 番 1、同 2308 番 2、同 2308 番 3、同 2316 番、同 2317 番、同 2318 番、同 2323 番 7、同 2324 番の一部及び市道並びに里道の一部

6,985.00 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

阿蘇市黒川 2163 番地

株式会社阿蘇熊牧場

熊本県公告第598号

国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)第 6 条第 3 項の規定により山鹿市が実施する地籍調査事業を国土調査として指定したので、公告する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行う 者の名称	調	查	地	域	名	調査期間
山鹿市	寺島の一部					平成 18 年 9 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで

熊本県公告第599号

本渡北土地区画整理組合の定款の変更について、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119号)第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 本渡北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和 62 年 9 月 24 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 天草市本渡町本戸馬場字白岩、梶山、中村、末石の全部、同町本戸馬場字川原田、丸尾、田島、牛の首、北原、園田、箱ノ水、江羅の一部、同市浜崎町の一部及び同市今釜町の一部
- 4 事務所の所在地 本渡市東浜町8番1号
- 5 設立認可の年月日 昭和62年9月24日
- 6 変更後の事務所の所在地 天草市東浜町8番1号
- 7 変更認可の年月日 平成 18 年 7 月 28 日

熊本県公告第600号

本渡市大矢崎土地区画整理事業の事業計画及び定款の変更について、土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号)第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定 により公告する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 本渡市大矢崎土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 12 年 8 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 天草市本渡町廣瀬字大矢﨑及び字五反田の各一部
- 4 事務所の所在地 本渡市港町8番1号
- 5 設立認可の年月日 平成12年8月30日
- 6 変更後の事務所の所在地 天草市港町8番1号
- 7 変更認可の年月日 平成18年7月28日

熊本県公告第601号

平成 18 年 4 月 14 日付けで上天草市長何川一幸から協議のあった大道地区(東浦工区農道 7 号線)土地改良事業(農業用道路)の施行については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 7 月 27 日付けで同意した。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

熊本県社会教育委員会議公告第22号

熊本県社会教育委員会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県社会教育委員会議

1 開催日時

平成 18 年 8 月 17 日 (木)

午後2時から午後4時まで

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目 18番 1号

県庁行政棟新館 2 階 AV 会議室

- 3 議題
 - ① 地方分権時代における社会教育団体、施設の活性化について
 - ② 地域・家庭教育力の活性化について
- 4 傍聴手続
 - 1 傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合すること。
 - 2 受付時間は、開会の1時間前から10分前までとする。
 - 3 傍聴を希望される方の総数が、定員になり次第終了する。
 - 4 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができる。
- 5 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県教育庁社会教育課生涯学習係

(電話 096-333-2697)

熊本県公安委員会告示第 21 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、次のように指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定により告示する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県公安委員会委員長 武 藤 徳 子

名称、住所及び	特定講習の業務を行う	特定講習の種別	指定を行った年月日
代表者の氏名	事務所の名称及び所在地	付足神百の種別	相足を打つた平月日
八代開発新興株式会社	八代自動車学校	取消処分者講習	平成 18 年 8 月 1 日
(八代自動車学校)	八代市井上町 91 番地		
八代市井上町 91 番地			
岡本 圭右			
有限会社八代ドライビン	グ 八代ドライビングスクール	取消処分者講習	平成 18 年 8 月 1 日
スクール	八代市平山新町 5338 番地		
八代市平山新町 5338 番地	ti		
要名本 義博			